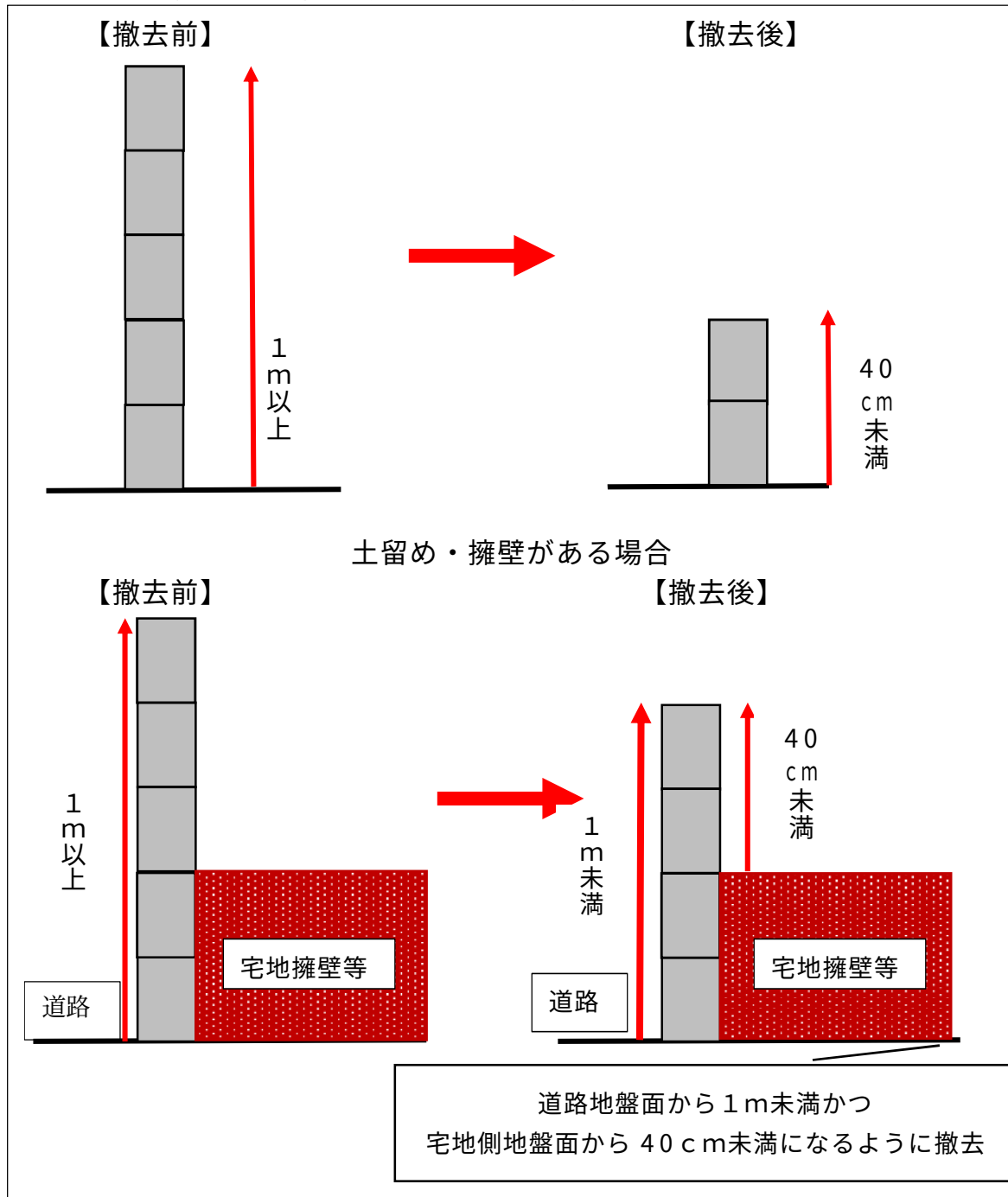


生垣設置及びブロック塀等撤去事業補助金 補助の要件

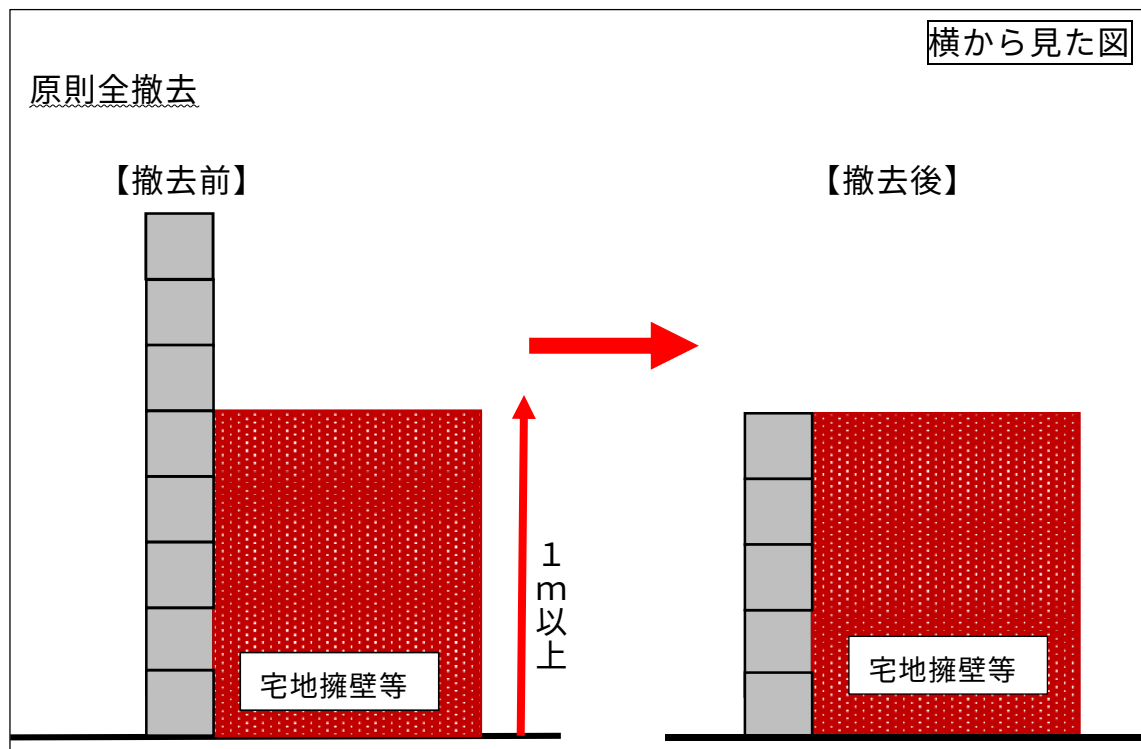
【以下の①～⑥を満たすこと】

- ①ブロック塀、コンクリート塀、石塀、レンガ塀、土塀であるか
- ②生垣にするために塀を撤去する工事であるか
- ③道路または公共施設に面した塀を撤去する工事であるか
- ④撤去前の塀の高さが、道路または公共施設側の地盤面からの高さが1 m以上あるか
- ⑤撤去後、宅地側の地盤面からの高さが40 cm未満になる工事であるか
- ⑥塀等を撤去した後に再び塀を設置する工事でないこと



【⑤の例外】

★土留め、擁壁等があり、塀を全撤去しても道路地盤面からの高さが1 m以上ある場合



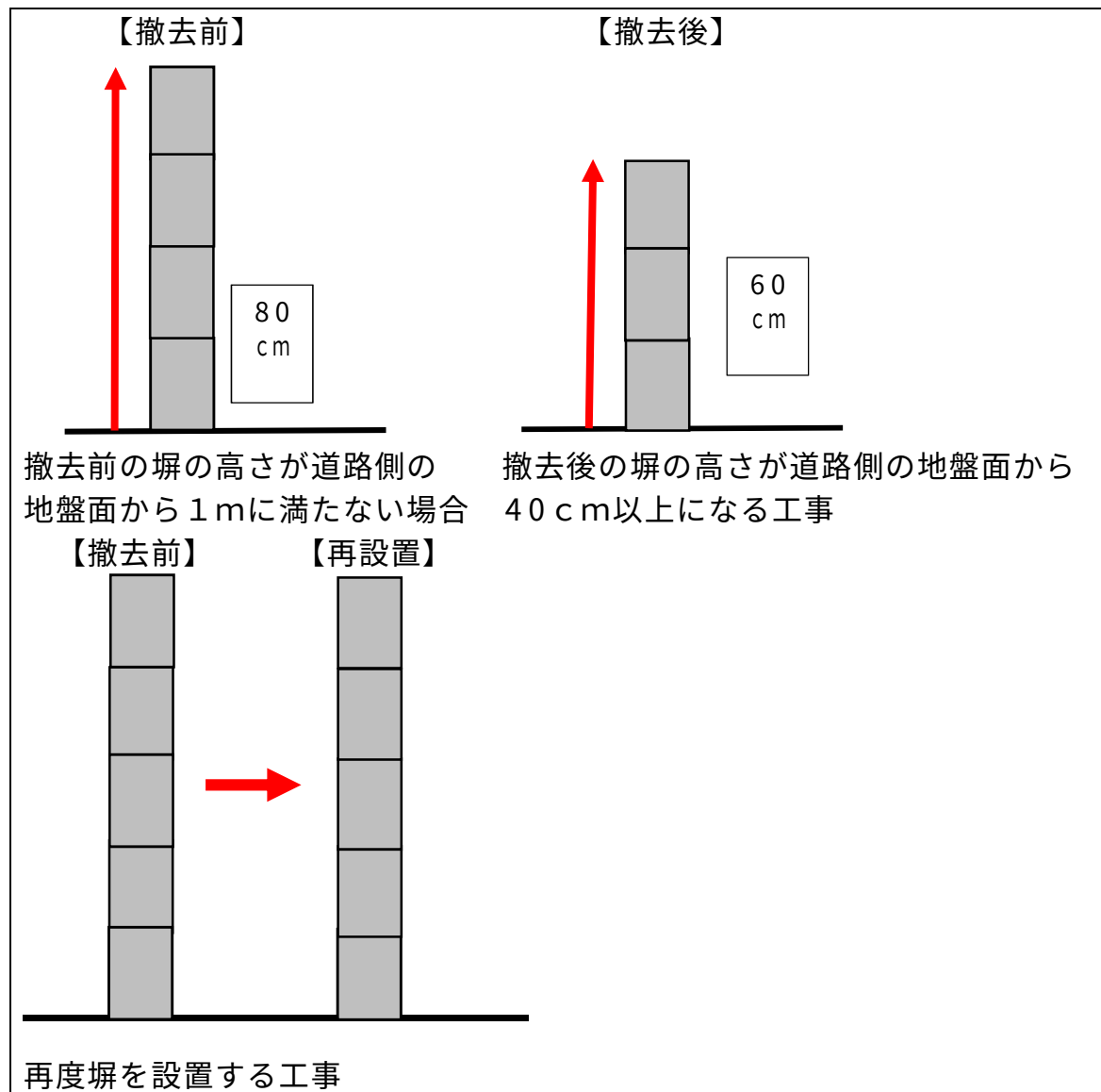
【補助額】

撤去する塀の延長×5,000 円あるいは塀撤去に要する費用の2分の1 どちらか安い方
上限 150,000 円

【例】

撤去する塀 10m 撤去費用 300,000 円の場合
 $5,000 \text{ 円} \times 10\text{m} = 50,000 \text{ 円}$ $300,000 \text{ 円} \div 2 = 150,000 \text{ 円}$
 $50,000 \text{ 円} > 150,000 \text{ 円}$
補助額 50,000 円

対象外の例

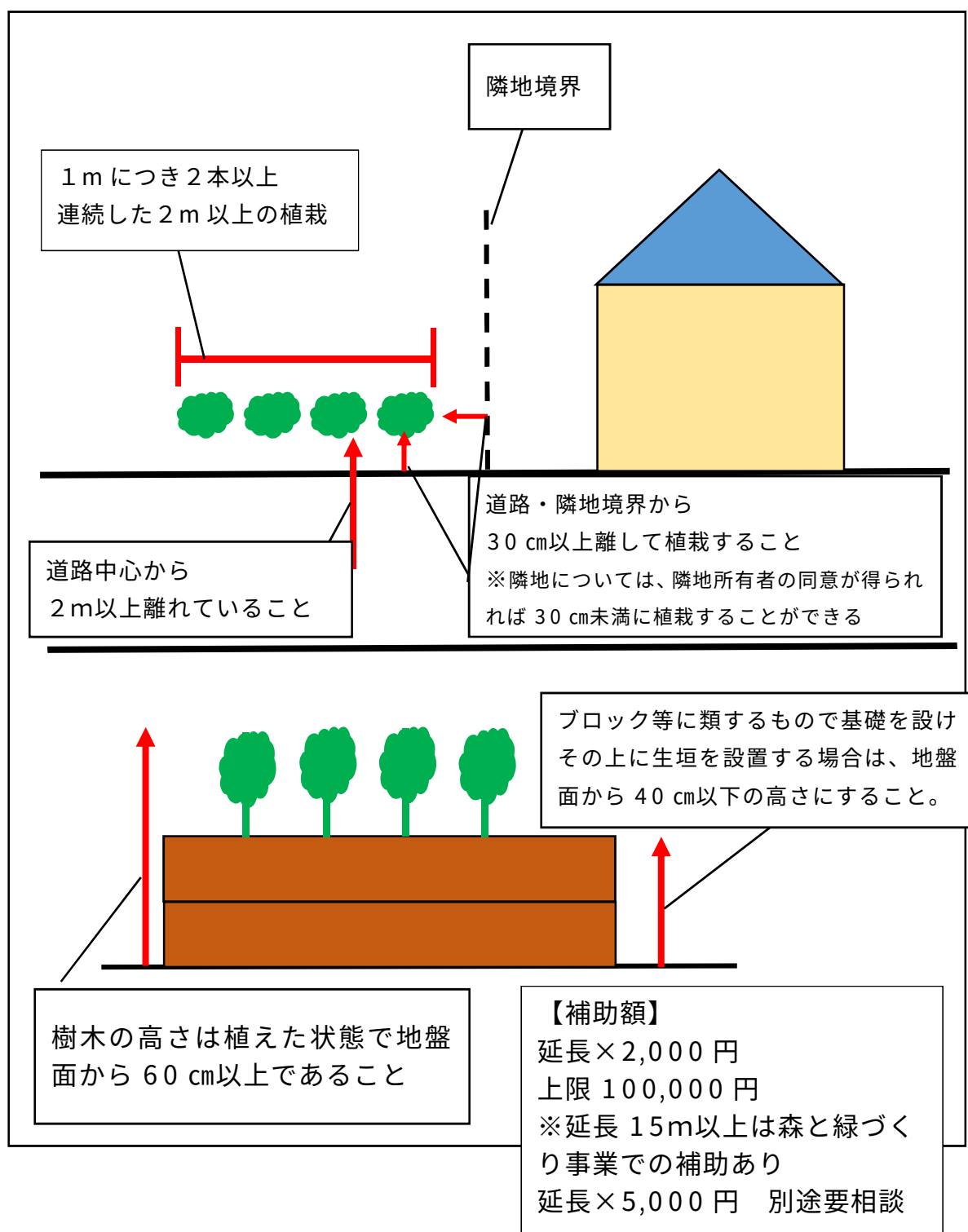


【その他】

- ・過去に同一の住宅地等の同一の箇所において補助金の交付を受けた場合
- ・移転補償等によりブロック塀の撤去を行う場合

【生垣設置】 ①～⑥を満たすこと

- ①生垣は道路又は隣地沿いにあり、延長が連続して2 m以上ある植栽であること
- ②道路沿いの生垣は、道路中心から2 m以上離れた場所であること
- ③道路又は、隣地境界から幹を30 cm以上離して植栽すること
※隣地所有者の同意が得られれば、30 cm未満に植栽することができる
- ④樹木の高さは植えた状態で地盤面から60 cm以上であること
- ⑤生垣の延長1 mにつき原則2本以上樹木を植栽すること。
- ⑥ブロック等に類するもので基礎を設けその上に生垣を設置する場合は、地盤面から40 cm以下の高さにすること。



【対象外の例】

